

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	老人施設措置に関する事務等

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、老人施設措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人施設措置に関する事務等
②事務の概要	<p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 老人福祉法第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務</p> <p>(1) 第10条の4の措置について 市町村は、65歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定するサービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、サービス等の利用に係る措置を採る。</p> <p>(2) 第11条の措置について 市町村は、必要に応じて、次の措置を採る。 ア 養護老人ホーム措置：65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる。 イ 特別養護老人ホーム措置：65歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれをうけることが困難な者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を特別養護老人ホームへ入所させる。 ウ 養護受託者への委託：65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させるのが不適当であると認められるものの養護を、高齢者を自己の下に預かって養護することを希望する者のうち市長が適当と認める養護受託者に委託する。</p> <p>2 老人福祉法第21条の費用の支弁又は同法第28条第1項の費用の徴収に関する事務</p> <p>(1) 費用の支弁について 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用（事務費、生活費等）は、市が支弁する。</p> <p>(2) 費用の徴収について 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、被措置者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収し、負担できない者については、費用の全額を公費により負担する。費用徴収月額は、年1回、被措置者や扶養義務者から提出される収入申告書及び根拠資料を審査して決定する。</p>
③システムの名称	1 高齢福祉システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 受給資格管理システム (2) 措置費調定・給付管理ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番61 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第32条に規定される老人福祉法第10条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表の項番 86、87
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部介護福祉課
②所属長の役職名	福祉保健部高齢福祉担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小金井市総務部総務課情報公関係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小金井市福祉保健部介護福祉課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9822

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	高齢福祉システム	1 高齢福祉システム 2 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番41 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第32条に規定される老人福祉法第10条等	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番41 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第32条に規定される老人福祉法第10条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健部高齢福祉担当課長 鈴木 茂哉	福祉保健部高齢福祉担当課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のないもの(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 高齢福祉システム 2 中間サーバー	1 高齢福祉システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番61、62 (情報照会) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番61、62	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番61、62 (情報照会) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番61、62	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番41 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第32条に規定される老人福祉法第10条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番61 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第32条に規定される老人福祉法第10条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番61、62 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第32条 (2) 第33条 に規定される老人福祉法第10条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番61、62 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第32条 (2) 第33条	(情報照会) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表の項番 86、87	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	